



令和元年度第2回神奈川県指定障害福祉サービス事業者等指導講習会

# 業務管理体制の 整備について

# 目次

- (1) 業務管理体制の整備とは**
- (2) 業務管理体制の届出について**
- (3) 事業所の休止・廃止について**
- (4) 検査について**

# (1) 業務管理体制の整備とは

- 障害者総合支援法、児童福祉法の指定・許可を受けている指定事業者等（運営法人）
  - ⇒ 事業運営の適正化を図るための体制整備
  - ⇒ 行政機関への届出
- 具体的事項
  - ・ 法令遵守責任者の配置（全事業者）
  - ・ 法令遵守規程の整備（事業所数20以上）
  - ・ 業務執行の状況の監査（事業所数100以上）

## (2) 業務管理体制の届出

- 法律の条文ごと（5つ）に提出
- 障害者総合支援法に基づくもの（2条文）
  - ・ 通所支援、入所施設
  - ・ 相談支援
- 児童福祉法に基づくもの（3条文）
  - ・ 通所支援
  - ・ 入所施設
  - ・ 相談支援
- ★ 届出様式 神奈川県ホームページ ⇒ 産業・働く  
⇒ （業種別情報）介護・福祉サービス業  
⇒ 業務管理体制の整備に関する届出

# (3) 事業所の休止・廃止

- 利用者に対するサービス継続措置の義務  
⇒ 他の事業所につなぐ等
- 休止・廃止の届出  
⇒ 1か月前までに提出

# (4) 検査について

## ■ 一般検査の実施

- 書類検査

- 事業所毎に概ね3年に一回

⇒ 令和元年：通所支援・入所施設に対して実施

## ■ 特別検査の実施

- 指定事業所等において指定取消処分相当事案が発生

⇒ 指定事業者等(運営法人)に対して実施